

ピックアップ 市政情報

10月診療分から18歳までの医療費が無料になります

10月1日から、対象者を「18歳に達した以後における最初の3月31日まで」に拡大し、乳児医療費助成事業と子ども医療費助成事業を併せて、子ども医療費助成事業として医療費助成を行います。
手続き方法

社会保険に加入している方

既に「乳幼児および子ども医療費受給資格者証」をお持ちの方には新しい「子ども医療費受給資格者証(黄色)」を9月下旬に送付します。

新たに受給資格登録申請が必要な方(平成6年4月2日～平成9年4月1日生まれの方)へは、8月上旬に手続きの案内を送付します。

本市の国民健康保険に加入している方

10月1日更新の被保険者証を9月下旬に送付します。

新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示すれば、無料

になりますので手続きは不要です。

◎問い合わせ：

国保年金課医療給付係

☎(55)5107

市外に避難されている方へ 広報紙等を発送しています

避難されている皆さんへ月末に「広報にほんまつ」等をお送りします。

発送を必要とする市外へ避難しているご家族等がいらっしゃる場合は左記までご連絡ください。

◎問い合わせ：

秘書広報課秘書広報係

☎(55)5096

公共事業評価委員会

委員募集

公共事業の効率的な執行と透明性の向上を図り、市民の幅広い意見を反映させるため次により募集します。

募集人員 2人

任期 2年

応募資格

- ・ 4月1日現在20歳以上の市民(1年以上居住)
- ・ 公共事業評価に関心ある方
- ・ 平日昼間の会議に出席でき

る方(年2回程度)

・ 議員、公務員でない方

応募方法

企画財政課、各支所地域振興課および各住民センターに備え付けの様式でお申し込みください(郵送可)。

応募締切 8月20日(月)

選考方法 応募者多数の場合、書類選考を行います。

※出席の際は所定の報酬を支給

◎問い合わせ・申し込み：

企画財政課企画調整係

☎(55)5090

高齢者こやせつ

住まいづくり助成

高齢者が要支援や要介護状態にならないように行う簡易な住宅改修に対し助成します。
対象者 60歳以上の方またはその家族

※所得制限があります

対象となる改修

- ① 手すりの取り付け
- ② 床段差の解消
- ③ 床材の変更(滑り防止)
- ④ 扉の取り替え(引き戸等へ)
- ⑤ 便器の取り替え(洋式へ)
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる改修

助成金額 15万円を上限に改

無理のない節電にご協力ください

節電術1 エアコン使用時は

- ・ エアコンの設定温度は、適正な温度に調整しましょう。
- ・ 窓からの日差しを和らげる工夫をしましょう。
- ・ フィルターを定期的に掃除しましょう。
- ・ 室外機の周囲には物を置かないようにしましょう。(放熱しやすくなります。)

節電術2 冷蔵庫は

- ・ 扉の開閉は最小限にしましょう。
- ・ 常温で保存できるものは、必要な分だけ冷やしましょう。
- ・ 熱いものは冷ましてから入れましょう。

その他

不必要な電気はこまめに切るようにしましょう。

無理な節電をする必要はありませんので、できる範囲でのご協力をお願いします。

7ページで紹介しているように、高齢者や子どもは熱中症にかかりやすいため、特にご注意ください。



でんきをたいせつに

申請方法

修経費の4分の3以内
事前申請が必要ですが、詳しくは下記までお問い合わせください。

今年度の申請は、平成25年

◎問い合わせ：

高齢福祉課長寿福祉係

☎(55)5114

2月末日まで受け付けします。
※平成25年3月末日までに工事が完了すること。

青少年健全育成市民総ぐるみ運動実施中!

テーマ

～生かそう、きずな。

未来のために

家庭・学校・地域社会が一体となり、青少年が意欲と創造力にあふれ、いきいきと輝き、心身ともに健やかに成長できるための運動を進めましょう。

運動期間

8月31日まで

運動目標

- ・地域のきずなを深め、青少年の社会参加を進めよう
- ・青少年の心の痛みを理解しよう
- ・家族みんなで明るい家庭をつくろう
- ・力を合わせて明るい地域社会をつくろう
- ・声かけ合って子どもを事故から守ろう
- ・みんなの力で青少年の非行をなくそう

◎問い合わせ:

二本松市青少年育成市民会議(生涯学習課内)
☎(55)51506

個人事業税の納付について

個人事業税は、県内に事務所・事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法律で定められている事業を行う個人の方に納めていただく県の税金です。

課税対象となる方には、県北地方振興局県税部から8月10日頃に納税通知書を送付します。

納期限

- 第1期分: 8月31日まで
- 第2期分: 11月30日まで

※2回に分けての納付となります。ただし、税額が1万円以下の場合、8月31日までに一括納付となります。

口座振替制度をご利用ください

個人事業税の納付には、口座振替制度が利用できます。手続き用紙は、納税通知書に同封しています。

◎問い合わせ:

県北地方振興局県税部
課税第一課(事業税の照会)
☎024(523)4698
納税課(口座振替制度)
☎024(523)3594

熱中症の発生を防ぐために

熱中症の予防を呼び掛けあいましょう!

熱中症患者の約半数は高齢者(65歳以上)です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調整機能も低下しています。

熱中症にかかりやすい高齢者・子ども・障がいのある方などについては、周囲が協力して注意深く見守るようにしましょう。

喉の渇きを感じていなくても、こまめに水分補給をしたり、暑さを感じなくても扇風機やエアコンを使って、温度調整をしましょう。

熱中症になった時の処置は!

- ・涼しい場所に移す。
- ・衣服を脱がせ、体を冷やす。
- ・水分、塩分を補給する。

※自力で水を飲めない、意識がない場合は、直ちに救急車を呼びましょう!

◎問い合わせ…高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114

希望の復興 輝く未来

～市長からの手紙～

三保忠一

国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会で、調査のため来松されました。

二本松市の取り組み、国や県、東電の事故対策の問題、今後の対応、「脱原発等」について説明をしました。

報告書が提出されましたが、はじめに朝河貫一博士のことが記述されています。

「百年ほど前にある警告が福島が生んだ偉人、朝河貫一によってなされていた。朝河は、日露戦争に勝利した後の日本国家のありように警鐘を鳴らす書『日本の禍機』を著し、日露戦争以後に『変われなかつた』日本が進んで行くであろう道を、正確に予測していた。『変われなかつた』ことで、起きてしまった大事故に、日本は今後どう対応しよう変わっていくのか。世界は厳しく注視している」と。

報告書では「根源的な原因は、自然災害ではなく明らかに『人災』である」。

およそ原子力を扱う者に許さ

れない無知と慢心、世界の潮流を無視し、国民の安全を最優先とせず、組織の利益を最優先とする組織依存のマインドセット(思い込み、常識)であった。

規制当局と東電の関係、規制される立場とする立場の「逆転関係」が起き、規制当局は電力事業者の「虜(とりこ)」となっていた。その結果、原子力安全の監視監督機能が崩壊していた。組織の利益を守ることは国民の命を守るよりも優先され、安全対策を先送りした。

歴代の政府、規制当局、事業者である東京電力による、人々の命と社会を守る責任感の欠如があった。と報告書をまとめておられます。

朝河博士が世界史の判断に立って、祖国日本を憂い、批判と叱咤、身を賭して、日本に対する諫言をされましたが、原発事故から一年四ヶ月、今もなお「変わらない」ことに危機感を持っていきます。

福島原発事故はまだ終わっていない。国民を守れなかつた政府、原子力関係機関、国の信頼を立て直す機会は今しかない。「国民の安全」を第一に、対策と復興等に反映されることを強く求める。

子どもたちの健やかな成長と福島・二本松の復興が一刻も早くできるように!